

営業補償の問題点の取扱いについては、弊協会と山口県土木建築部監理課との協議結果を平成25年公開したところですが、その後の状況変化により、その取扱いを下記のとおり一部変更することとなりましたので、研修委員会として、発表させていただきます。

なお、山口県土木建築部以外の発注にあたっては、必ずしもこの取扱いとならない場合もありますので、発注者と十分協議されますようお願いいたします。

営業補償算定の了解事項

営業補償算定に当たっては、山口県の施行する公共事業の損失補償基準（以下「補償基準」という。）、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準及び同運用方針の取扱（以下「取扱」という。）及び山口県土木建築部制定の用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の規定に基づき処理するものとするが、補償基準、運用方針、取扱及び共通仕様書に定められていない下記事項については、次のとおり取り扱うものとする。

記

Q 1 最近の補償事例等によれば休業(人件費)補償は、従業員が休業を余儀なくされるか否かではなく、移転対象となる営業所が休業した場合に当該従業員の人件費に相応する売上げ等の獲得が可能かどうかで補償対象となるか否かが判断されているが、そのように考えて差支えないか？

A 1 雇用契約の更新により1年を超える期間にわたり実質的に継続して雇用されている従業員の中で、業務の専門性・技術性など経営上の必要性から休業期間中も雇用を継続することが確実であり、移転対象となる営業所の休業によって人件費に相応する売上げ等の獲得が困難であれば、休業(人件費)補償の対象として判断しても差支えない。

Q 2 税込み経理を選択している事業者(簡易課税制度を選択している事業者を含む)の場合は、税込み経理方式から税抜き経理方式にして損益計算書を作成して補償金を算定する必要があるか？

A 2 税込み経理方式を採用している事業者の場合は、各科目における売上げ及び仕入控除税額を把握し、消費税を除外した損益計算書を作成する必要があるとされており、各科目における売上げ及び仕入控除税額を把握し、消費税を除外した損益計算書を作成することが原則である。

2 次の場合は、税抜きの損益計算書を作成しなくても可とする。

① 基準期間の課税売上高が1,000万円以下、課税事業者を選択しない、特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計が1,000万円以下の事業者(以下「免税事業者」という。)の場合

② 当該年度において減価償却資産等の取得がなく売上げ又は仕入れに係る消費税額がいわゆる損益取引に係るもののみであるとき等、補償額に差がないことが明らかな場合

※ 上記②の下線部の「等」には、「①当該年度における減価償却資産等の取得があった場合であっても収益算定において適正な補正が行われたとき」及び「②消費税等相当額補償の要否判定フローにおいて『消費税等相当額の補償不要』とされる場合の固定的経費の算定において消費税が適正に控除されたとき」が含まれる。

Q 3 営業休止補償における固定的経費及び移転広告費の消費税は、どのように取り扱うべきか？

A 3 営業休止補償における固定的経費及び移転広告費に係る消費税は、「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（平成 9 年 4 月 1 日中央用対発第 8 号）別添 - 2 によれば、「固定的経費は補償内容により積算考慮・移転広告費は積算考慮」することとされ、消費税を補償するかしないかは、共通仕様書第 30 号様式表 - 1 のフローにより、判断される。

このため、固定的経費及び移転広告費は項目別に消費税抜きで金額を見積り、消費税を補償する必要がある場合は、消費税相当額を加算することとなる。

※ 共通仕様書では、固定的経費は共通仕様書の第 25 号様式の 5『営業休止補償算定内訳書』に、移転広告費は共通仕様書の第 29 号様式の 1 - 2『移転雑費算定内訳書』に、記載するように整理されている。

なお、業務委託の発注項目に消費税等調査が含まれていない場合は、消費税相当額の補償の要否や率については発注者の指示により算定する。

Q 4 税込み経理方式から税抜き経理方式にして損益計算書を作成している最近の補償事例によれば、減価償却費は税抜きとされていない（税込みとなっている）が、税抜きとしないでも可か？

A 4 減価償却費については、損金経理された金額の全額を固定的経費として認定される。
減価償却費を税抜きにした場合、当該減価償却に係る消費税相当額は収益に加算され、固定的経費の補償と収益減の補償が相殺されることから、黒字経営の場合、税抜きとしないでも可とする。

Q 5 税込み経理方式を採用している事業者の営業休止補償において、税抜きの損益計算書の作成はどのようにすれば可か？

A 5 損益計算書において、税抜きとした根拠が示されているものであれば可とする。

【表示例】

税抜き処理 税込みの損益計算書の科目の額×100/105

Q 6 役員報酬は、どのように取り扱うべきか？

A 6 役員報酬は「従業員休業手当の補償」の項目に計上することとし、役員の実態を把握の上、直近 3 ヶ月の平均額の 100/100 とする。
ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

Q 7 ①減価償却費で今期償却が終わるもの、②決算後に発生した新たなリース料について、固定的経費の認定はどのようにすれば良いか？

2 一括償却資産も同様の取扱いで可か？

A 7 営業休止補償は当該企業体の通常の経営状況が把握できる資料（直近の決算書が企業の経営状態を的確に表していることが多いため、直近の決算書が採用されることが多い）により、休業期間中の費用、収益等を想定し、算定するものであり、想定した費用、収益等による損益計算書の作成が可能であれば、①償却が終わるものは固定的経費として認定せず、②新たに発生したリース費用は固定的経費として認定して差支えない。

ただし、採用した前期決算書の収益をそのまま採用した場合、①償却が終わった減価償却費のみを固定的経費から控除することは過少補償となり、②発生した費用をそのまま固定的経費として認定した場合は過大補償となる。

一般的には、前期決算書の費用、収益等が採用される。

2 一括償却資産も同様の考え方で差支えない。

Q 8 営業補償の補償額は、端数処理はどのようにになっているか？

A 8 補償金額についての端数計算については、中国地区用地対策連絡会制定の「建物等移転料算定基準」1. 通則 (3) 端数計算の規定があり、県土木も建物の積算についてはこれに基づき、建物等の移転料等については、1,000円未満の端数を切り捨て、補償額を算定しているが、その他の補償については、特別の規定がないため、1円未満の端数を切り捨てることを原則としている。

共通仕様書の第25号様式の5『営業休止補償算定内訳書』では、「休業補償＝（固定的経費＋従業員休業手当＋事業主収益）×休業期間／365」となっており、休業補償は固定的経費、従業員休業手当、事業主収益の合計額に補償率を乗ずるようになっている。

Q 9 休業(人件費)補償の算定の根拠資料として、従業員調査表に従業員の直近の決算書の1年間の給料と賞与を記載してもらい、次に直近3ヶ月の従業員給与を記載してもらって休業(人件費)補償の算定をしているが、賃金台帳等の添付が必要か？

A 9 原則として賃金台帳(写し)の添付が必要であるが、次の事項が記入された従業員調査票の添付でも可とする。

① 相手方に記載してもらった場合⇒記載年月日と記載者の署名(又は記名押印)

② 調査者が聴き取り結果を記載した場合⇒調査表作成年月日と台帳と相違ないことを証する補償コンサルタント(又は調査者)の記名押印

Q10 支店の営業補償算定で全体の損益計算書から支店の損益計算書を作成する時、協力が得られないことがある。

このような場合、固定的経費と関係ない水道光熱費・交際費・消耗品費等は内訳を記載しないで各経費の全体を売上高比率・売上総利益率等で按分して損益計算書を作成することは可能か？

2 法人全体としては赤字であっても当該支店の収益がプラス（黒字）の場合、収益減の補償は可能か？

A10 可能な限り資料を収集することとし、収集できないものについては、営業所の特徴を把握した上で、全体から売上高比率・利益率等によって按分することも可とする。

2 法人全体としては赤字であっても、当該支店の収益のプラス（黒字）が資料等により明らかである場合は、収益減の補償は可能である。

Q11 固定的経費の認定で資料が入手できない場合は、総勘定元帳に記載されていても固定的経費として認定する必要はないか？

A11 総勘定元帳のコピー等確実な資料を添付し、固定的経費として認定する。

Q12 決算書に営業用資産とは考えられない減価償却費が計上されている場合、当該減価償却費は損益計算書の費用から控除し、収益として認定しても差支えないか？

A12 営業用資産でないことが明らかな場合は、決算書が誤っているので、損益計算書を修正し、営業用資産の減価償却費から控除し、収益として認定する。

Q13 「改訂4版 明解 営業補償の理論と実務」の147Pの平均賃金の認定における通勤手当に関する記述の表現が新しくなっているが、どのように取扱うのが適当か？

A13 「改訂4版 明解 営業補償の理論と実務」の147Pには、『1ヶ月以上の休業等通常の通勤手当の支給期間以下の休業（例えば10日間）の場合を除き補償上は考慮しないのが妥当と考えられる。』とされていることから、1ヶ月未満の休業の場合は通勤手当を考慮し、1ヶ月以上の休業の場合は通勤手当を考慮しない取扱いとする。

Q14 売上減少率の適用については、「取扱第13 売上減少率表（公共用地の取得に伴う損失補償基準細則別表第8 売上減少率表）」に掲げる業種ごとに定められた率を機械的に適用して差支えないか。

A14 売上減少率表を機械的に適用して差支えない。
この場合、30日を超える休業を長期休業、30日以下の休業を短期休業として取り扱う。

ただし、営業の形態によっては、一時的な得意の喪失が発生しない場合があり、この場合は補償の必要がないことに留意する必要がある。